

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025 年 6 月 30 日
【会社名】	株式会社熊谷組
【英訳名】	Kumagai Gumi Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 上田 真
【本店の所在の場所】	福井県福井市中央 2 丁目 6 番 8 号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)
【電話番号】	—
【事務連絡者氏名】	—
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区津久戸町 2 番 1 号 東京本社
【電話番号】	03 (3235) 8281 (管理本部財務部)
【事務連絡者氏名】	管理本部 財務部長 吉岡 祐介
【縦覧に供する場所】	株式会社熊谷組 東京本社 (東京都新宿区津久戸町 2 番 1 号) 株式会社熊谷組 名古屋支店 (名古屋市中区栄 4 丁目 3 番 26 号) 株式会社熊谷組 関西支店 (大阪市西区靱本町 1 丁目 11 番 7 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

2025 年 6 月 27 日開催の当社第 88 期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025 年 6 月 27 日

(2) 当該決議事項の内容

第 1 号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

当社普通株式 1 株につき金 130 円

第 2 号議案 定款一部変更の件

- ① 取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行う。
- ② 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更後定款第 33 条として新設し、同条の一部と内容が重複する変更前定款第 7 条を削除する。剰余金の配当の基準日について変更前定款第 38 条を変更後定款第 34 条に変更し、中間配当の基準日を設ける。

第 3 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9 名選任の件

監査等委員である取締役を除く取締役として、上田真、岡市光司、谷口弘恭、小野哲男、伊藤泰治、佐藤建、岡田茂、桜木君枝、奈良正哉の 9 氏を選任する。

第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

監査等委員である取締役として、川野輪政浩、山田章雄、上田美帆の 3 氏を選任する。

第 5 号議案 補欠の監査等委員である取締役 2 名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、小西純治、前川晶の両氏を選任する。

第 6 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等の額を、「年額 450 百万円以内」とし、うち社外取締役については「年額 70 百万円以内」と定める。また、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議とする。

第 7 号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、「年額 75 百万円以内」と定める。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議とする。

第 8 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

監査等委員会設置会社に移行することにより、取締役の報酬の構成の一部の「株式報酬」について、現在の本制度に係る報酬枠を廃止し、監査等委員である取締役と社外取締役を除いた取締役に対する報酬枠として、改めて設定する。なお本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬の内容は移行前と同一である。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

株主総会 決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	可決要件	決議結果
第1号議案	367,761	335	314	99.69	(注) 1	可決
第2号議案	323,727	44,383	305	87.76	(注) 2	可決
第3号議案					(注) 3	
上田 真	286,449	81,660	304	77.65		可決
岡市 光司	332,976	35,133	304	90.26		可決
谷口 弘恭	360,490	7,619	304	97.72		可決
小野 哲男	360,515	7,594	304	97.73		可決
伊藤 泰治	360,451	7,658	304	97.71		可決
佐藤 建	332,976	35,133	304	90.26		可決
岡田 茂	333,884	34,225	304	90.51		可決
桜木 君枝	333,920	34,189	304	90.52		可決
奈良 正哉	333,931	34,178	304	90.52		可決
第4号議案					(注) 3	
川野輪 政浩	358,940	9,161	318	97.30		可決
山田 章雄	361,381	6,723	318	97.96		可決
上田 美帆	361,419	6,685	318	97.97		可決
第5号議案					(注) 3	
小西 純治	359,708	8,387	328	97.51		可決
前川 晶	361,693	6,406	328	98.04		可決
第6号議案	367,313	707	409	99.57	(注) 1	可決
第7号議案	367,372	646	409	99.58	(注) 1	可決
第8号議案	366,634	1,422	368	99.39	(注) 1	可決

- (注) 1 第1号議案、第6号議案、第7号議案及び第8号議案の可決要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 2 第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- 3 第3号議案、第4号議案及び第5号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書（インターネット等による行使を含む。）による事前行使並びに当日出席の株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができたものにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、上記賛成、反対及び棄権の各個数には、当日出席株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができていないものの議決権の数は含まれておりません。

以 上